

今後の森林環境税のあり方に関する方向性について

平成30年1月

森林環境税検討プロジェクトチーム

目 次

1	はじめに	3
2	これまでの経緯	
(1)	第一期の森林環境税課税期間（平成15年度～平成19年度）	4
ア	事業の目的	4
イ	事業の成果	4
ウ	第一期での課題	4
(2)	第二期の森林環境税課税期間（平成20年度～平成24年度）	5
ア	事業の目的	5
イ	事業の成果	5
(ア)	森林環境の保全を進める事業	5
(イ)	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	6
ウ	第二期での課題	6
(ア)	森林環境の保全を進める事業	6
(イ)	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	6
3	第三期森林環境税の成果と課題（平成25年度～平成29年度）	
(1)	事業の目的	7
(2)	事業の成果(平成25年度から平成29年度までの5年間の見込み)	7
ア	森林環境の保全を進める事業	7
(ア)	CO ₂ 吸収や水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進	7
(イ)	ニホンジカによる被害から森林環境を守る対策への支援	8
イ	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	8
(ア)	将来を担う子どもたちなどの森林環境教育への支援	8
(イ)	県民の森や山に対する主体的な活動への支援	8
(ウ)	持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援(木材利用の推進)	9
(3)	課題	9
ア	森林環境の保全を進める事業	9
イ	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	9
4	第一期から第三期までを踏まえて	11
5	国の森林環境税（仮称）の状況	12
6	次期森林環境税の継続と期間	13
(1)	継続の考え方	13
(2)	国の森林環境税(仮称)との関係	13
7	次期森林環境税のあり方	14
(1)	用途の方向性	14
(2)	具体的な用途	14

ア	森林環境の保全を進める事業	14
(ア)	CO ₂ 吸収効果や水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進	14
(イ)	ニホンジカによる被害から森林環境を守る対策への支援	16
イ	県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業	16
(ア)	将来を担う子どもたちなどの森林環境教育への支援	17
(イ)	県民の森や山に対する主体的な活動への支援	17
(ウ)	持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援（木材利用の推進）	17
8	森林環境税の税収等の状況	18
(1)	次期森林環境税に必要な金額	18
(2)	税収規模	18
9	参考	19
(1)	本県の森林環境税の仕組み	19
(2)	他県の状況	20
(3)	県民のみなさんのご意見	20
ア	県民世論調査・企業アンケート等の結果	20
イ	地域座談会・シンポジウムでの主な意見	22
(4)	平成30年度与党税制改正大綱（抜粋）	24

1 はじめに

県土の84%を占める森林の荒廃を県民の生活環境の問題と捉え、広く薄い負担によって森林の重要性を認識し、県民みんなで森や山を守っていくことを目的として、高知県が全国に先駆けて平成15年度に導入した森林環境税は、今年度で15年目を迎えました。

この森林環境税は課税期間を5年間としており、一定の期間を経た段階で事業の進捗状況を点検するとともに、森林環境を取り巻く情勢や財政需要の状況等を踏まえて、継続の可否や制度のあり方について見直しを図っていくことにしています。

このため、第一期の課税期間（平成15年度～平成19年度）及び第二期の課税期間（平成20年度～平成24年度）が満了するに当たっては、それぞれの課税期間の4年目に地域座談会、県民シンポジウム等を開催し、課税期間の延長の可否や用途などについて、県民のみなさんのご意見等をお聴きしたうえで、税を継続してきました。

第三期の森林環境税は、平成29年度末をもって課税期間が満了することから、過去2回と同様に、昨年8月から10月にかけて県内各地で地域座談会を開催するとともに、昨年11月にはシンポジウムを開催し、平成30年度以降の課税期間の延長の可否や延長する場合の用途などについて、県民のみなさんから直接ご意見等をお聴きしました。

また、平成28年度県民世論調査（平成28年8月）や企業アンケート（平成28年12月～平成29年1月）、地域座談会（平成28年8月～10月）、県民シンポジウム（平成28年11月）その他の行事において、「今後の森林環境税のあり方」に関するアンケートを実施し、県民のみなさんのご意見の把握に努めました。

このような取組を通して、県民のみなさんから様々のご意見等を頂戴することができ、次期森林環境税に関するご意向を把握させていただくことができました。

他方で、国の森林吸収源対策等の動きとして、平成29年度与党税制改正大綱において、森林環境税（仮称）の創設に向け具体的な検討を行うことが明記されました。

これを受け、平成29年度に国の「森林吸収源対策税制に関する検討会」において制度設計の検討がされた後、平成30年度与党税制改正大綱に、平成36年度からの森林環境税（仮称）の創設と平成31年度からの森林環境譲与税（仮称）の創設が盛り込まれました。今後、制度の詳細が検討されることとなっており、森林環境の保全の取組が加速化されることが期待されています。

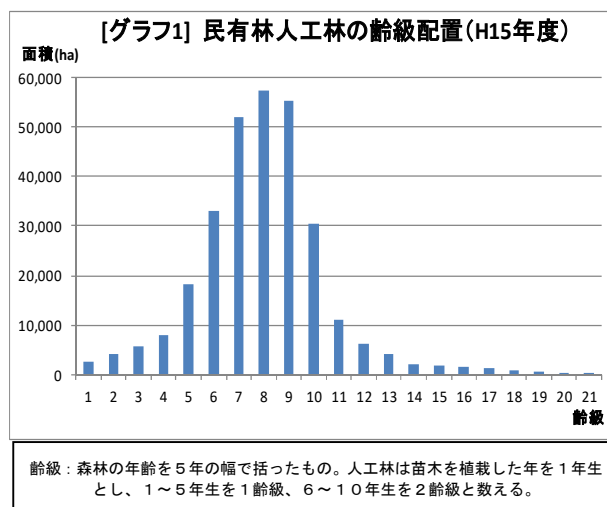
県では昨年4月に森林環境税検討プロジェクトチームを設置し、1月までの間「今後の森林環境税のあり方」について、県民のみなさんのご意見や第三期目の事業の成果、国の森林環境税（仮称）の創設の検討状況などを踏まえて「今後の森林環境税のあり方に関する方向性」について取りまとめましたのでご報告いたします。

2 これまでの経過

(1) 第一期の森林環境税課税期間（平成15年度～平成19年度）

ア 事業の目的

全ての県民に、森林の役割を認識して、それぞれの立場で参加できる森林保全の取組をしていただくとともに、緊急に対応が必要な荒廃森林を整備しました。



イ 事業の成果

ダムの上流域など公益上重要で緊急に整備が必要な森林を中心に約3,500haの間伐等の整備を行いました。また、「こうち山の日」（平成15年に、11月11日を「こうち山の日」に制定）などの取組や、小中学校などの行う森林環境学習への支援、県民の森づくりへの参加の機会を広げる取組を展開するなど、多くの県民のみなさんによる活動を支援した結果、県民活動が活発化し、特に森林保全ボランティア団体が飛躍的に増加するなど一定の成果がみられました。

また、「こうち山の日」の取組がきっかけとなり、11月11日が四国4県及び四国森林管理局により「四国山の日」と制定されたり、本県と同趣旨の独自課税の導入又は導入の決定がされる（平成19年8月現在：24県）など、本県発の森林環境税が先駆けとなり森林保全の取組が全国的に広がりました。（平成29年4月1日現在：37府県が導入済）

ウ 第一期での課題

森林の整備に関しては、既存の林業施策（国の事業や、県のそれまでの施策）には充当しないことを原則とし、木材の生産など産業的な利用を期待しない森林（水土保持林）を対象として、緊急に整備が必要な森林の一定量を整備することができました。ただ、対象とする森林を制限していたこともあり、地域毎のブロック会議や県民シンポジウムでは、こうした制限を見直し整備対象森林の拡大を行うべきとの意見もありました。その背景には山村地域では過疎や高齢化によって木材生産に適した森林であっても放置され荒廃しているといった厳しい現実があり、併せて森林整備の実施面積が少なく、実施個所が奥地であったことから、都市部の住民から森林環境税の成果が見えにくいとの指摘もありました。

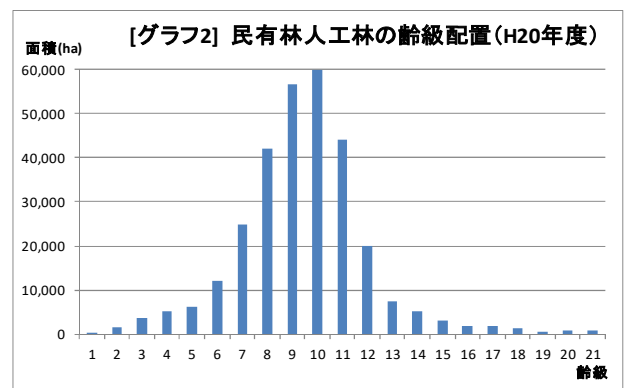
他方で、地球温暖化対策が人類全体の重要な環境問題となっており、国は京都議定書の第一約束期間（平成20年度から平成24年度まで）に向け、森林吸収源対策を本格化させていました。

また、県では、平成18年度から平成24年度の間、森林整備目標を盛り込んだ「高知県森林吸収量確保推進計画」を策定し、地球温暖化防止に取り組むこととしており、循環型社会の先進県として京都議定書の内容を順守することを目指す本県にとって、その目標の達成は喫緊の課題となっていました。

（２） 第二期の森林環境税課税期間（平成20年度～平成24年度）

ア 事業の目的

全ての県民に、引き続き森林の役割とそれぞれの立場で参加できる森林保全の取組を認識していただくとともに、緊急に対応が必要な荒廃森林の整備を維持しつつ、新たに、荒廃森林の発生を予防し、併せてCO₂吸収効果や水源のかん養などの公益的機能を高度に発揮できる森林をつかっていくという環境的な視点をより重視することとしました。



また、県民の森林への理解と関わりを深め広げるために、都市部の県民のみなさんにも納得いただけるよう事業を充実しました。

イ 事業の成果

（ア） 森林環境の保全を進める事業

CO₂吸収効果の高い林齢の人工林（11～35年生）を対象とする「みどりの環境整備支援事業」や、水源かん養機能等の公益的機能が高い人工林（11～45年生）を対象とする「公益林保全整備事業」により、約9,470haの保育間伐を実施し荒廃森林の発生を予防するなど、森林の持つ公益的機能を効果的に発揮させました。

また、森林保全ボランティアなど県民参加型の自発的な活動によって約170haの森林が手入れされるなど、合計で約9,640haの森林が整備され、本県の森林吸収量確保推進計画に基づく森林吸収量の目標の達成に貢献できました。

さらに、近年、全国的にニホンジカによる森林被害が原因で森林環境の悪化が深刻化しており、その対策を望む声が年々高まっていたこともあり、新たに森林環境税を活用し複数の市町村が広域的に取り組むニホンジカの捕獲や、捕獲用のわな（檻型）の改良などに対する支援を行いました。

(イ) 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

第一期に続いて県民のみなさんによる自発的な取組である「県民参加の森づくり」への支援を行い、延べ約9万人の方に参加していただきました。

さらに、森林への理解と関わりを深めていただくための広報などを行うとともに、県民のみなさんに木に触れ、木の良さを実感していただき、木を使うことが森林整備の促進につながっていることを理解していただけるよう、県産材を活用して県内274箇所の公共的施設等の木質化等を進めました。

その他の支援としては、ニホンジカの食害から希少野生植物を保護するための事業や高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)認証制度を創設し、CO₂吸収による地球温暖化対策を進めてきました。

ウ 第二期での課題

(ア) 森林環境の保全を進める事業

森林の整備についてはCO₂吸収効果や水源かん養機能などの公益的機能の高い人工林を対象に保育間伐を進めてきましたが、国の補助制度もこの5年間で搬出間伐を重視した方向に改正されてきたことや、依然として保育間伐すべき森林は多く残っており、その推進に課題を残していました。

また、ニホンジカによる食害等の被害を軽減させるための対策を行ってきましたが、シカの被害は増大していることから、継続して取り組んでいくべき課題となっていました。

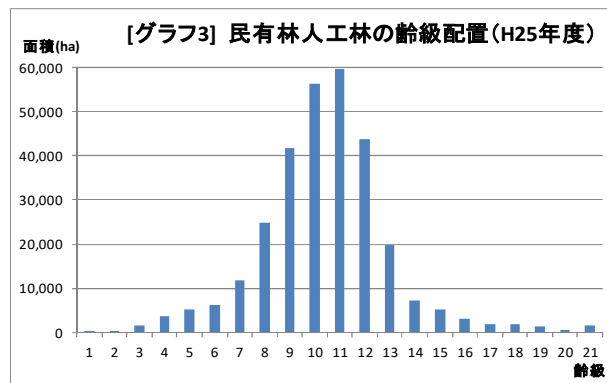
(イ) 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

多くの県民のみなさんが集う施設などの木質化を進めることが、木材利用による森林資源の循環利用につながることを理解していただくため、より多くの県民のみなさまに木の良さに触れていただく機会のある場をつくることが課題となっていました。

3 第三期森林環境税の成果と課題（平成25年度～平成29年度）

(1) 事業の目的

全ての県民に、森林の役割とそれぞれの立場で参加できる森林保全の取組を認識していただくとともに、保育間伐による森林整備やニホンジカによる食害対策などの森林環境の保全を進める事業や、こどもたちへの森林環境教育、県民のみなさんによる主体的な活動、木材利用の推進など県民のみなさんの森林の理解と関わりを深め広げる事業を引き続き支援しています。



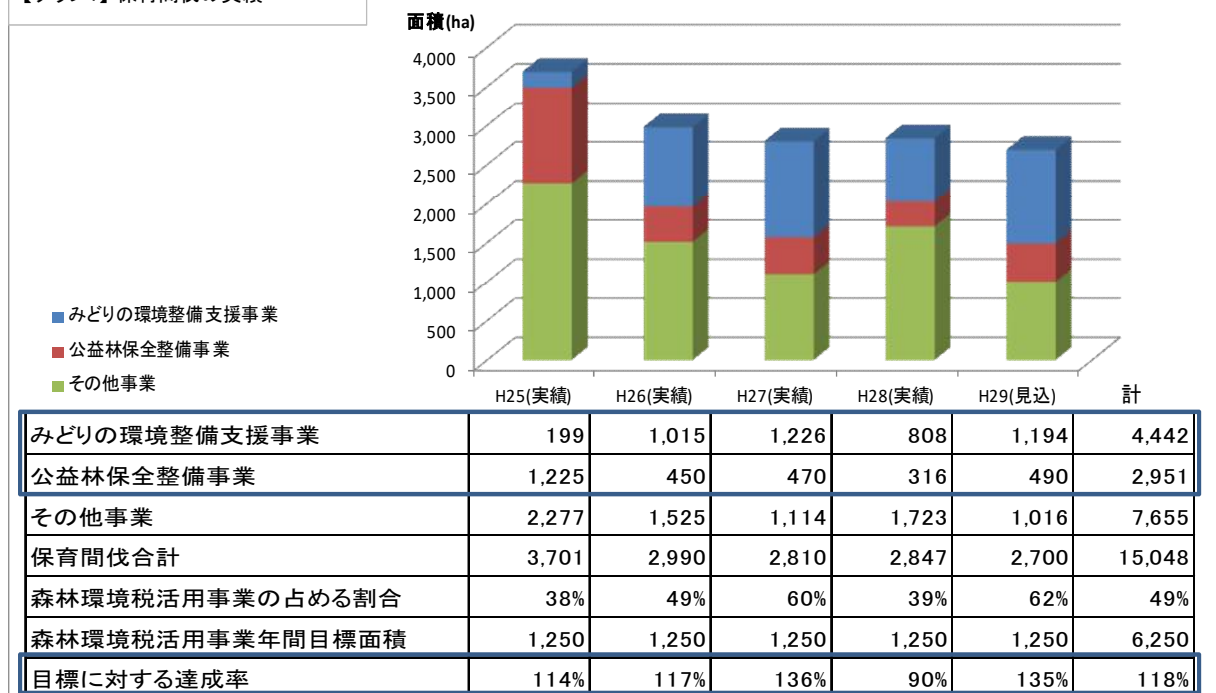
(2) 事業の成果（平成25年度から平成29年度までの5年間の見込み）

ア 森林環境の保全を進める事業

(ア) CO₂吸収や水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進

荒廃森林の発生を防止し、森林の持つCO₂吸収効果や水源かん養機能等の公益的機能を効果的に発揮するための森林の整備を行いました。これまでに7,393haの保育間伐が見込まれており、第三期の森林環境税を活用した保育間伐の目標面積6,250haに対して約118%の実績となる見込みです。

【グラフ4】 保育間伐の実績



また、地域住民による里山林の保全を促進するため、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用しやすくするよう、平成29年度から森林環境税により上乗せすることとし、約570haの里山林整備等を支援することができました。

(イ) ニホンジカによる被害から森林環境を守る対策への支援

ニホンジカの被害を受けている集落(延べ1,673集落)や新たなわなの狩猟者に対し、くくりわなを12,800個配付するなど、ニホンジカの捕獲に取り組みました。また、ニホンジカによる自然植生被害が深刻化している山岳地域など捕獲困難地域において、ニホンジカの生息密度調査や捕獲方法の検討などに取り組みました。

その結果、平成25年度から平成28年度までの4年間でニホンジカを4,233頭捕獲することができました。(平成29年度は集計中)

また、ニホンジカによる希少野生植物の食害を防止するため、被害地の現況調査の実施や防護ネットの設置を行い、19箇所希少野生植物を保護することができました。防護ネットの設置箇所をモニタリング調査した結果、希少野生植物の植生の回復が見られるなどの成果があり、今後の保護対策に向けたモデル事例として大いに役立っています。

イ 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

(ア) 将来を担う子どもたちなどの森林環境教育への支援

小中学校などが行う森林環境学習への支援によって、日頃、森林に親しむ機会の少ない児童生徒をはじめとする約2万5千人の幅広い世代の県民のみなさんに森林環境保全の重要性を学習していただき、森林への理解と関心を深めていただいています。

また、森林の役割や森林を守ることの重要性についての普及啓発を目的として、第一期の途中(平成19年度)から発行している森林環境税情報誌「mamori」を通じて、「県民参加の森づくり」につながる取組などの情報を発信してきました。この「mamori」を県内小中学校のすべての児童生徒を中心に配布することによって、森林環境教育の教材や家族で気軽に楽しめる森の情報源としての評価をいただいています。特に、第三期目では、森の持つ機能や、森を育て、木を伐り、木材を活用することが森林を循環させることにつながることを特集するなど、子どもたちにも森林環境保全の重要性を分かりやすく伝えることに取り組んでいます。

(イ) 県民の森や山に対する主体的な活動の支援

県では、11月11日を「こうち山の日」と定め、本県の豊かな森林の恵みに感謝し、森林を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって森林を守り育て、次代へと引き継いでいくことに取り組んでいます。

この「こうち山の日」の意義に賛同された県民のみなさんによる植樹活動や間伐体験などの森林保全ボランティア活動等の取組に約7万人に参加していただき、多

くの県民の方に森林を守ることの大切さを理解していただきました。

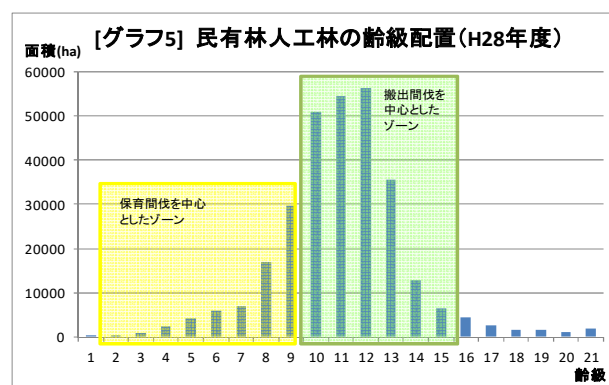
(ウ) 持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援（木材利用の推進）

木材の利用が森林環境の保全につながることを理解してもらえるように、多くの県民が木に触れ、木の良さを実感していただける機会を提供するため、公共施設をはじめ、金融機関や道の駅など延べ234箇所の身近な施設で木質化等を図ることができています。

(3) 課題

ア 森林環境の保全を進める事業

森林の整備については、「みどりの環境整備支援事業」や「公益林保全整備事業」を活用して、森林の整備を進めることによりCO₂吸収効果をはじめとする森林の公益的機能を維持増進することができましたが、県内の私有林人工林の多くは木材利用に適した林齢（46年生以上）の森林に移行しつつあるため、保育間伐の対象森林は私有林人工林の2割まで減少しています。



また、県が推進する第3期産業振興計画においては、原木生産を拡大するため搬出間伐の促進に取り組んでおり、搬出間伐が拡大する一方で、保育間伐は減少してきていますが保育間伐を必要とする森林（林齢45年生以下）は依然として約5.7万haもあります。

ニホンジカの捕獲については一定の成果を上げており、今後増加が見込まれる再生林や森林環境の保全のためには、今まで以上に捕獲を推進するとともに、ニホンジカの食害により絶滅が危惧される希少野生植物の保護を引き続き行う必要があります。

イ 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

森林の持つ公益的機能の低下を予防し、豊かな森林を未来に引き継いでいくために、県民一人ひとりが森林の重要性についての認識を高め、森林環境の保全に主体的に参加していただけるよう取り組んできましたが、森林保全ボランティア活動への参加人数が減少しつつあることから、より多くの県民のみなさんの参加を促す取組を強化していく必要があります。

このため、引き続き、日頃、森林に親しむ機会の少ない児童、生徒にも森林への理解を深め、関心を持ってもらうよう、森林環境教育に取り組んでいくとともに、より多くの県民のみなさんが木のぬくもり等の良さを知り、実感していただく機会を増やせるよう、公共的な施設等への木材利用を拡大していくことが必要です。

【第三期】

加えて、出生・育児という自然や環境への意識が変わることが期待される時期を捉えて、保護者と乳児が日頃から家庭で木に触れ木に親しむことができる機会をつくり、木の良さを実感していただくなど、より幅広い県民のみなさんを対象として取組を充実していく必要があります。

4 第一期から第三期までを踏まえて

第一期課税期間では、森林に対する県民の理解と参加意識の醸成を目指して、「こうち山の日」などの取組や森林環境学習の支援などを中心に行ってきました。一方、森林整備の事業としては、ダム上流域など公益上重要で緊急に整備を行う必要がある産業利用を行わない水土保持林を中心に荒廃林対策を行いました。

その後の第二期課税期間では、森林環境を保全するためには県民の目に見える場所で森林整備をもっと行うべきといった県民からのご意見もあり、産業利用を行う森林であっても森林整備の対象としながら、喫緊の課題である地球温暖化対策のため、保育間伐の実施面積を大幅に拡大しました。また、被害が拡大していたニホンジカへの対策も新たに加えるとともに、都市部の県民のみならずにも木の良さを実感していただけるように公共的施設の木質化等の事業を充実させました。

第三期課税期間では、手入れがされていない搬出間伐が可能となる45年生以上の森林が増加しているが、整備が必要な森林が多くあることから対象林齢を拡大して引き続き保育間伐を行ってきました。

このように、これまでの15年間の経過を見てみますと、「森林環境保全を進める事業」と「県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業」を2つの柱として維持しつつ、県民のみなさんのご意見や状況の変化を受けて、随時、取組内容を見直ししてきています。

本県の森林環境税を今後も継続していくことについては、県民のみなさまから7割を超えるご賛同をいただいております。また、高知県内の森林が成熟期を迎えつつあることから伐期を迎えた森林の増加により、保育間伐の対象となる森林が年々減少傾向にあります。また、保育間伐を必要とする森林が多く残されていることや、ニホンジカの生息区域が広域化しており、新たな被害地の発生が懸念されていますし、森林保全ボランティア活動への参加人数が減少しつつあるため、取組をより強化していく必要があるなど課題も残されているところです。他方、国内では記録的な豪雨によって山地災害が頻発するなど近年の森林環境を取り巻く状況も大きく変化しています。

森林の持つ公益的機能の持続的な発揮に向けて、これまで積み上げてきた森林環境税を活用した事業の成果を生かしていくためには、今後も県民のみなさんのご意見や状況の変化等を踏まえ、適宜、内容を見直しながら取組みを継続していくことが必要であると考えます。

5 国の森林環境税(仮称)の状況

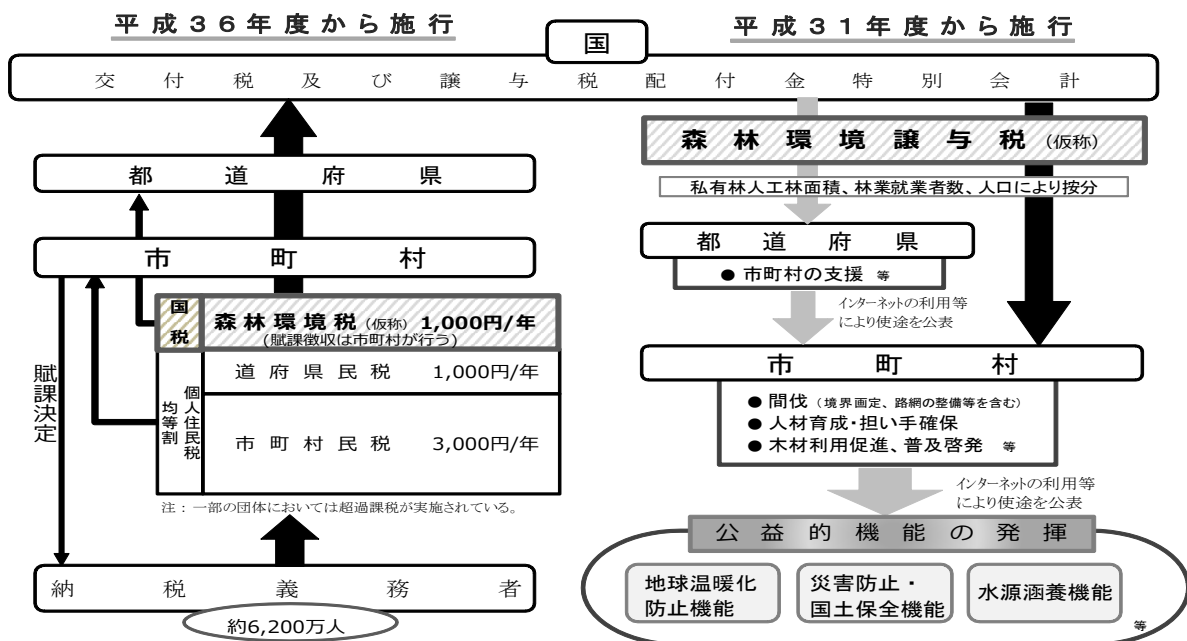
平成28年12月に発表された平成29年度与党税制改正大綱において、森林環境税(仮称)について、「具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」とされたことを踏まえ、総務省で森林吸収源対策税制に関する検討会を設けて税の徴収や配分など制度設計の検討がなされるとともに、林野庁では税の活用方法を含めた森林管理の新たなスキームの検討が行われてきました。

平成29年12月14日に発表された平成30年度与党税制改正大綱には、地球温暖化防止や国土保全のために森林管理を行う財源とする森林環境税(仮称)を平成36年度に創設し、個人住民税の納税者から年額1,000円を徴収し、私有林人工林の面積や林業就業者数、人口などに応じて市町村と都道府県に森林環境譲与税(仮称)として配分することが盛り込まれました。また、森林現場における所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等といった諸課題にはできる限り早期に対応する必要があることから、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の配分は平成31年度から開始し、平成35年度までの間における譲与財源は平成36年度から課税する森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金により対応することとされています。

今後、国において、森林関連法の改正が行われるとともに、制度を運用するための具体的な仕組みについては、平成31年度税制改正において示される見通しとなっています。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



* 平成30年度与党税制改正大綱(平成29年12月14日)(抜粋)を最後の「参考」でお示ししています。

6 次期森林環境税の継続と期間

(1) 継続についての考え方

今後の本県の森林環境税のあり方の検討に当たって、昨年度に県民世論調査やアンケート、地域座談会などを行い、県民のみなさんのお考えをお聞きした結果、「森林環境の保全を進めるための森林整備への支援」、「公共的施設等への木材利用」、「森林環境学習への支援」、「シカ被害対策への支援」などの取組について、森林環境税によって今後も継続し、又は充実していくべきとのご意見が多く、現行の年額500円という税額で、課税期間を今後5年間延長することについても『賛成』が最も多いご意見でした。

また、この5年間の森林環境税の取組により、一定の成果を上げておりますが、保育間伐が必要な森林がまだまだ多いことや、ニホンジカの生息区域も拡大していること、森林保全ボランティア活動をより強化していく必要があることなどの課題も残っています。

については、森林の持つ公益的機能の低下を予防し、豊かな森林を未来に引き継いでいくため、保育間伐やシカ被害対策など「森林環境の保全」を進める事業と、森林保全ボランティア活動の充実強化やより幅広い県民のみなさまに森林の持つ公益的機能の重要性について認識を深めていただくとともに木の良さを実感していただく取組を拡充するなど「県民の皆さんの森林への理解と関わりを深め広げる事業」に取り組む必要があることから、今後5年間（平成30年度～平成34年度）課税期間を延長することが適当であると考えています。

(2) 国の森林環境税(仮称)との関係

国の森林環境税(仮称)の導入は平成36年度であり、次期の5年間との重複期間はありませんが、平成31年度から借入金により先行して新たな森林管理制度が始まることとされています。この新たな制度は、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等の課題を背景として、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村が主体となって管理を行うこととされています。一方、本県の森林環境税では森林所有者自らの意思により整備を行う森林を対象としていることから、新たな制度とは対象となる森林が異なるものと考えられます。

このため、(1)のとおり今後5年間課税期間を延長することが適当であると考えますが、今後、国の新たな森林管理制度の詳細が示され、森林環境譲与税(仮称)の用途等が具体的になった段階で、県の森林環境税において事業等の見直しが必要かどうか改めて検討することといたします。

7 次期森林環境税のあり方

(1) 使途の方向性

本県の森林の公益的機能を維持増進させるため、森林環境税を引き続き広く薄く負担していただくことにより、県民一人ひとりが森林（整備）の重要性についての認識を高めていただけるよう「森林環境の保全を進める事業」と「県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業」を2つの柱に据えて、第三期と同様に各事業に引き続き取り組んでいくこととします。

一つ目の柱の「森林環境の保全を進める事業」では、保育間伐の対象となる森林は減少しつつありますが、保育間伐すべき森林は、まだまだ多く、地球温暖化や荒廃森林の発生を防止するための重要な対策であるため、「森林の整備」に今後も継続して取り組んでいきます。また、ニホンジカの生息範囲の広がりに伴いニホンジカの食害が拡大していることから、引き続き「シカ被害対策」を実施していきます。

二つ目の柱の「県民の森林への理解と関わりを深め広げる事業」では、幅広い世代への「森林環境学習」や森林環境の保全活動に主体的に参加していただけるよう「県民の主体的な活動への支援」を引き続き実施していきます。

今後、重点的に取り組む必要のある事業として、森林保全ボランティアの活動やボランティア団体の数が減少傾向にあることから、森林保全ボランティア活動を広げていく取組をより強化していきたいと考えておりますし、森林環境税の趣旨である県民の主体的な活動を更に活発にしていくために、より幅広い方々に森林環境保全の重要性を理解し、木材利用や森林への関心を深めていただける取組を行うことが必要だと考えております。

さらに新たな取組として、出生・育児という自然や環境への意識が変わることが期待される時期を捉えて、保護者と乳児が日頃から家庭で木に触れ木に親しむことができる機会をつくり、木の良さを実感していただくなど、より幅広い県民のみなさんを対象とした事業を行います。

(2) 具体的な使途

ア 森林環境の保全を進める事業

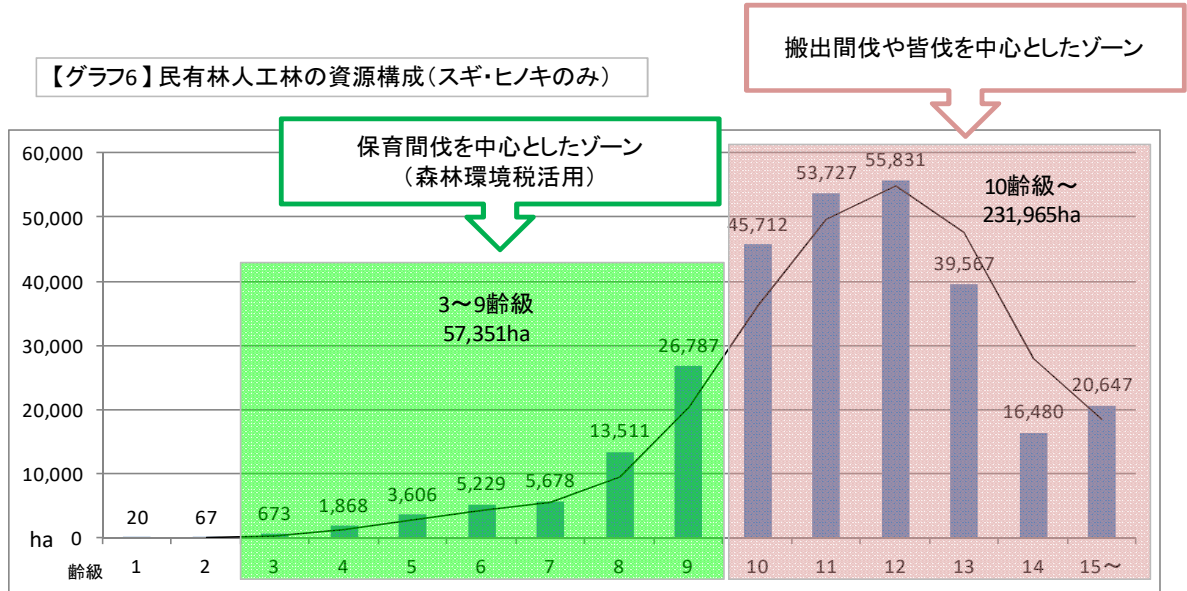
第三期の課題や各県民アンケート調査の結果等を考慮し、森林環境の保全を進める事業では、「CO₂吸収効果や水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進」と、「ニホンジカによる被害から森林環境を守る対策への支援」の2つの事業を実施していきます。

(ア) CO₂吸収効果や水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進

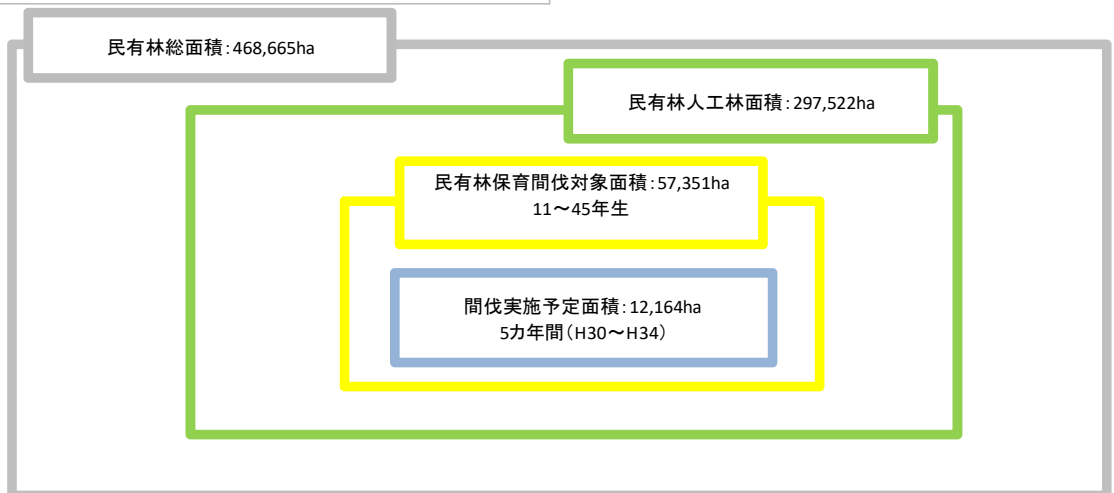
荒廃森林の発生を予防し森林の公益的機能を持続的に発揮させるために、「みどり

【次期森林環境税】

の環境整備支援事業」及び「公益林保全整備事業」により保育間伐による森林整備を進めます。平成28年度の民有林総面積468,665haのうち、民有林人工林面積は297,522haあり、全体の約60%を占めています。この森林のうち、保育間伐が必要とされる11～45年生のスギ・ヒノキの民有林人工林は、約19%に当たる57,351haとなっています。この中で、この先5年間で保育間伐が必要な森林を12,164haと設定し、毎年森林環境税で1,000ha、その他の事業で1,433haを整備します（図1）。



【図1】民有林に占める人工林の割合等

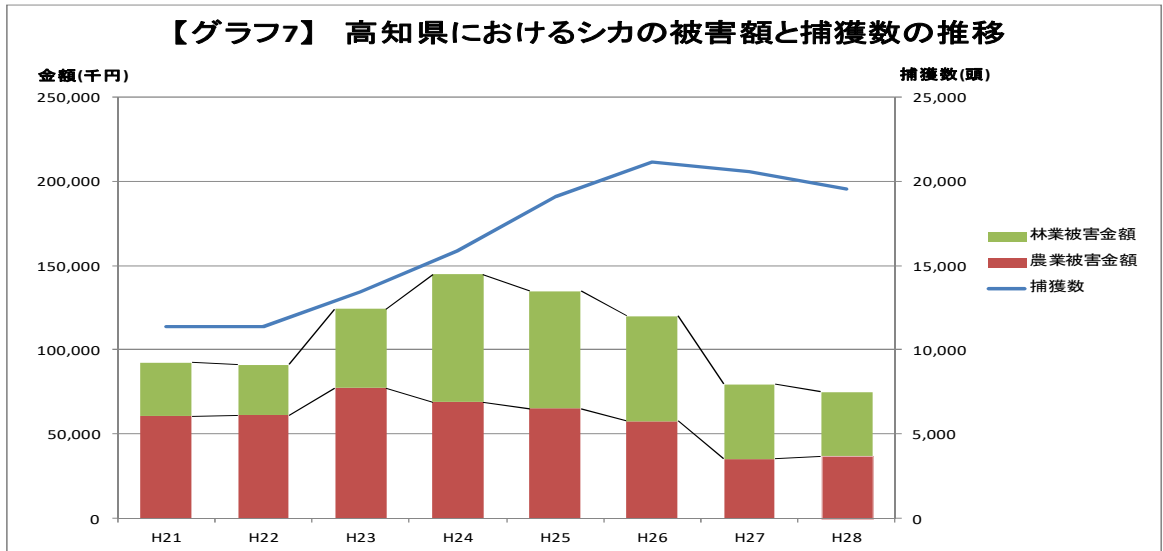


また、地域住民による里山林の保全を促進するため、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用しやすくするよう、県も支援をしていきます。

- ① CO₂吸収効果や水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進
- ・ 公益林保全整備事業 【継続】
 - ・ みどりの環境整備支援事業 【継続】
 - ・ 森林・山村多面的機能発揮対策支援事業 【継続】

(イ) ニホンジカによる被害から森林環境を守る対策への支援

高知県内のニホンジカの推定生息数は、平成25年度の約84,900頭をピークに、平成27年度末は約76,900頭と減少傾向にはあるものの、適正生息数9,203頭に対して相当多く、農林業の被害や特に標高が高い地域での自然植生の被害は、依然として大きいものとなっています。これまでニホンジカ被害対策を実施してきたことにより、一定の成果を上げていますが、一方でニホンジカの生息区域が年々拡大していることから森林被害や自然植生被害を防止していくためにもニホンジカの捕獲を中心被害対策を進めていきます。



一方、希少野生植物の保護については、徐々に成果が見え始めており、今後も引き続きニホンジカによる希少野生植物の食害被害を防止する取組を継続していく必要があります。

② ニホンジカによる被害から森林環境を守る対策への支援

- ・シカ捕獲推進事業 【継続】
- ・希少野生植物食害対策事業 【継続】

イ 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

県民アンケートや企業アンケート調査結果に加え、地域座談会やシンポジウムなどでいただいた県民のみなさんのご意見を踏まえ、子ども、県民、ボランティアなどによる「県民参加の森づくり」を引き続き支援していきます。

また、出生・育児という自然や環境への意識が変わることが期待される時期を捉えて、保護者と乳児が日頃から家庭で木に触れ木に親しむことができる機会をつくり、木の良さを実感していただくなど、より幅広い県民のみなさんを対象とした取組を新たに実施していきます。

(ア) 将来を担う子どもたちなどの森林環境教育への支援

持続可能な森林環境の保全への取組を進めていくため、将来を担う世代に森林への理解と関心を持っていただけるための取組を継続していきます。

③ 将来を担う子どもたちなどへの森林環境教育の支援

- ・環境学習推進事業 【継続】
- ・高校生森林環境理解事業 【継続】
- ・山の学習支援事業 【継続】
- ・木づかい普及啓発事業 【新規】

(イ) 県民の森や山に対する主体的な活動への支援

県民全体で、森林を支える仕組みづくりを進めていくために、県民のみなさんが、自ら森や山に対する理解や関心を深め広げていくきっかけとなる取組を継続していきます。県民のみなさんに森林環境保全の重要性を理解し、深めていただく機会の場合として、新たに森林や林業に関する環境学習のフェアを開催します。また、森林保全ボランティアの活動をより強化する取組も進めていきます。

④ 県民の森や山に対する主体的な活動への支援

- ・森づくりへの理解と参加を促す広報事業 【継続】
- ・こうち山の日推進事業 【継続】
- ・森林環境学習フェアの開催 【新規】
- ・森林保全に関する短期研修 【拡充】
- ・基金運営委員会の開催 【継続】

(ウ) 持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援（木材利用の推進）

「木を使う」ことが、CO₂固定や再生可能な資源の活用による環境への貢献だけでなく、森林の再生にもつながることを広く県民のみなさんにご理解いただく取組を継続していきます。

また、出生・育児という保護者の自然や環境への意識が変わることが期待される時期を捉えて、森林の働きや木材利用を通じた森林保全への貢献について理解していただくとする取組を新たに実施していきます。

⑤ 持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援（木材利用の推進）

- ・木の香るまちづくり推進事業 【継続】
- ・木づかい普及啓発事業 【新規】（再掲）

8 森林環境税の税収等の状況

第三期の税収額については、毎年度1億7千万円前後で推移しています。納税者数については、個人は約33万人、法人は約1万4千社で推移しています。

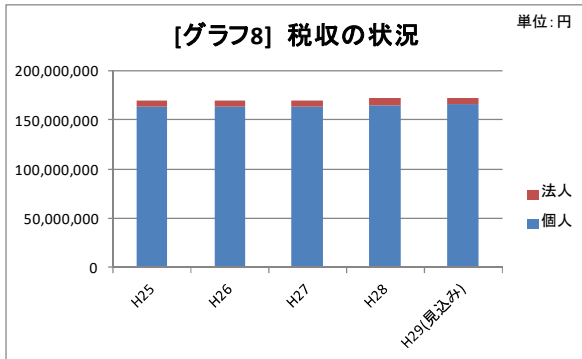
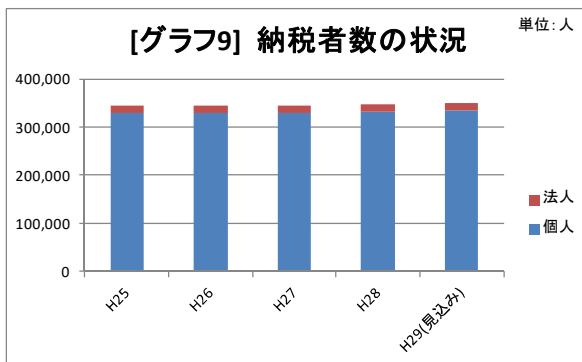


表1

1 税収の状況

単位:円

年度	個人	法人	計
H25	163,037,089	6,824,280	169,861,369
H26	162,940,726	6,897,616	169,838,342
H27	163,044,585	6,889,506	169,934,091
H28	164,627,591	6,934,870	171,562,461
H29(見込み)	165,456,000	6,986,000	172,442,000
計	819,105,991	34,532,272	853,638,263



2 納税者数の状況

単位:人

年度	個人	法人	計
H25	330,068	13,792	343,860
H26	329,606	13,902	343,508
H27	329,383	13,981	343,364
H28	332,346	14,033	346,379
H29(見込み)	335,000	13,996	348,996
計	1,656,403	69,704	1,726,107

(1) 次期森林環境税に必要な金額

ア 森林環境の保全を進める事業

- ① CO₂吸収効果や水源かん養など公益的機能を増進する森づくりの推進：3.15億円
- ② ニホンジカによる被害から森林環境を守る対策への支援：1.60億円

<①+②=4.75億円程度（5年間）>

イ 県民のみなさんの森林への理解と関わりを深め広げる事業

- ① 将来を担う子どもたちなどへの森林環境教育への支援：1.10億円
- ② 県民の森や山に対する主体的な活動への支援：1.56億円
- ③ 持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援：1.88億円

<①+②+③=4.54億円程度（5年間）>

合計（ア+イ）=9.29億円

(2) 税収規模

平成29年度の個人・法人県民税均等割の納税義務者数を基にして試算すると、平成30年度以降の税収規模等は年間1.70億円程度と見込まれます。

加えて、第三期末の基金残額は0.79億円程度と見込まれており、1.7億円×5年間+0.79億円=9.29億円程度（平成30年度から平成34年度までの5年間）の基金造成が見込めます。

9 参考

(1) 本県の森林環境税の仕組み

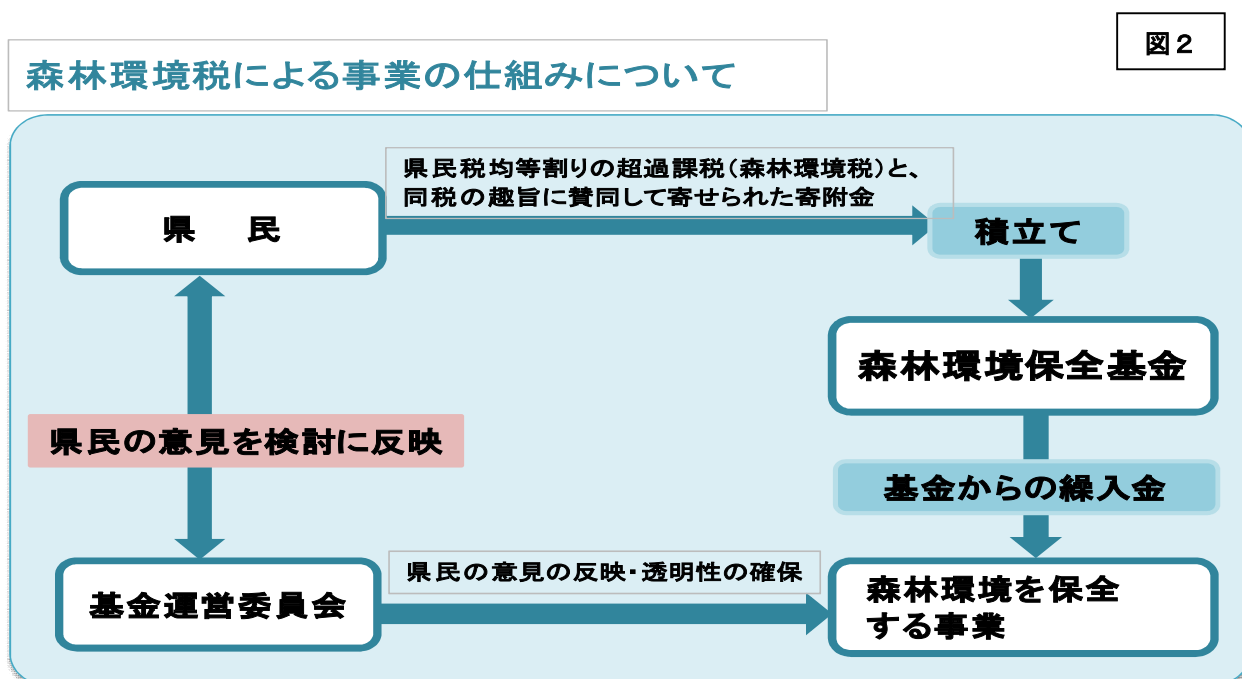
税の仕組み(図2)は、県民税(個人及び法人)の均等割額に、年額500円を加算する超過課税方式を採用しています。法制上は県民税均等割の超過課税ですが、水源かん養機能をはじめとした森林が持つ様々な公益的機能を守るといった目的から、森林環境税と呼んでいます。

課税期間については、平成14年度に森林環境税の創設の検討に当たって、一定の期間を経た段階で事業の進捗状況を点検し、森林環境を取り巻く情勢や財政需要の状況等を踏まえ、制度のあり方について総合的な見直しを図っていくため原則5年間としたものです。また、同年度に課税方式を検討した際に、法定外目的税である水道課税方式と県民税均等割の超過課税方式とが検討され、超過課税方式を採用することとなりましたが、これは、総務省が示した法定外税を検討する際の留意事項である、「社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当」という考え方に準じているからです。

この森林環境税は、高知県森林環境保全基金条例で定められた目的に沿って活用されるよう明確に経理を区分し基金に積み立てており、森林の環境を保全する事業をはじめ、森林への理解や関わりを深め広げるための事業に活用されています。

また、基金の運営に県民のみなさんの考えを反映できるよう高知県森林環境保全基金運営委員会を設置しています。この委員会は県民や有識者などで構成しており、税の用途を透明にして、事業を行う過程をオープンにするとともに、事業計画や進捗状況、制度のあり方などについてご意見やご提案をいただくことにしています。

さらに、平成19年12月には、寄附金を受け入れ、基金に積み立てることができるよう条例を一部改正しています。



(2) 他県の状況

全国に目を向けると、本県による森林環境税の導入を契機として、同趣旨の課税を37府県が導入済（表4）であり（平成29年4月1日現在）、本県発の森林環境税は全国的に広がりを見せています。

表2

項目	北海道・東北地方	関東地方	北陸地方	中部地方	近畿地方	中国・四国地方	九州・沖縄地方
導入済み (37府県)	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	茨城県、栃木県、神奈川県、群馬県	富山県、石川県	山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
未導入 (10都道県)	北海道、青森県	埼玉県※、千葉県、東京都	新潟県、福井県	-	-	徳島県、香川県	沖縄県

※ 埼玉県は自動車税収入額の1.5%相当額を森林や身近な緑の保全等に活用する「彩の国みどりの基金」を設置

(3) 県民のみなさんのご意見

ア 県民世論調査・企業アンケート等の結果

平成28年度県民世論調査により、森林環境税についてのアンケートを実施しました。アンケートでは、森林の持つ公益的機能についての認知度、森林環境税を活用した各種事業の今後の取組に対する意識、森林環境税課税期間の延長に対する賛否について調査を行うとともに、県内企業に対しても同様のアンケート調査を行いました。

また、直接県民のみなさんのご意見等をお聴きするために県内6か所で開催した地域座談会、高知市でのシンポジウム、その他の行事に参加をいただいた県民のみなさんに県民世論調査と同様のアンケートをお願いしました。その結果の概要は〔表3〕～〔表5〕のとおりです。

- ①平成28年度県民世論調査(平成28年8月10～8月31日：アンケート配布数3,000名、回答数1,500名)
- ②地域座談会(平成28年8月7日～10月1日：高知市・須崎市・四万十市・田野町・土佐町・いの町の6か所参加者数143名、アンケート回答数116名)
- ③シンポジウム(平成28年11月26日 高知市：参加者数82名、アンケート回答数77名)
- ④企業アンケート調査(平成28年11月23日～12月26日：アンケート配布数2,000社、回答数488社)
- ⑤もくもくランド(平成28年10月22日、10月23日：アンケート回答数71名)

○森林の「公益的機能」の低下についての認知度→『知っていた』（＝「だいたいい知っていた」＋「よく知っていた」）

表3

	知っていた (だいたいい知っていた＋よく知っていた)	知らなかった (あまり知らなかった＋まったく知らなかった)
世 論 調 査	71.3%	26.8%
座 談 会	87.1%	11.2%
シンポジウム	39.6%	9.1%
もくもくランド	67.6%	33.0%

○森林環境税を活用した各種事業の今後の取組に対する意識→「継続又は充実すべき」と答えた順

表 4

	第1位	第2位	第3位
世論調査	森林整備への支援 [73.4%]	公共的施設等への木材利用 [44.4%]	森林環境学習への支援 [42.0%]
座談会	森林整備への支援 [79.3%]	森林環境学習への支援 [76.7%]	シカ被害対策への支援 [72.4%]
シンポジウム	森林整備への支援 [79.2%]	公共的施設等への木材利用 [72.7%]	森林環境学習、シカ対策 [71.4%]
企業	森林整備への支援 [58.0%]	シカ被害対策への支援 [42.4%]	公共的施設等への木材利用 [39.8%]
もくもくランド	森林環境学習への支援 [71.8%]	森林整備への支援 [67.6%]	シカ被害対策への支援 [56.3%]

○森林環境税課税期間の延長に対する賛否→『賛成意見』（＝「賛成」＋「どちらかと言えば賛成」）（複数回答）

表 5

	『賛成意見』	「賛成」	「どちらか と言えば賛 成」	『反対意見』	「反対」	「どちらか と言えば反 対」
世論調査	74.4%	46.8%	27.6%	5.9%	3.0%	2.9%
座談会	92.2%	80.2%	12.1%	2.6%	0.9%	1.7%
シンポジウム	96.1%	87.0%	9.1%	1.3%	0.0%	1.3%
企業	71.1%	32.4%	38.7%	6.1%	2.8%	3.3%
もくもくランド	84.5%	60.6%	23.9%	4.2%	2.8%	1.4%

平成28年度県民世論調査は、県内全域の選挙人名簿の中から無作為抽出した県民3,000人のみなさんに、また、企業アンケートは、県内に事業所を置く企業・法人等約2,000社のみなさんに発送して、それぞれ1,563人、488団体からご回答をいただきました。

また、座談会やシンポジウムなどの場でも、県民のみなさんからご回答をいただきました。県民世論調査結果と企業アンケート調査結果の主な特徴としては、以下の2点が挙げられます。

○「森林環境税の課税期間を5年程度延長することについて、どのように考えますか」という質問については、いずれの調査（表5）においても、『賛成意見』が回答者のうち70%を超える割合を占めています。

○第三期に実施中の事業に関して、「今後も継続又は充実すべきだと考える事業はどれですか」という質問については、木材利用を推進するイベントのもくもくランドを除くいずれのアンケート結果でも、「森林環境の保全を進める間伐などによる森林整備への支援」を支持する意見が県民、企業ともに最も多くなっています。

イ 地域座談会・シンポジウムでの主な意見

広く県民のみなさんのご意見をお聴きするために開催した県内6か所での地域座談会や高知市でのシンポジウムでは、参加したみなさんから森林環境税に関する多くのご意見やご提案をいただきました。主なご意見やご提案は以下のとおりとなっています。

地域座談会

○プログラム

第一部：森林環境税についての説明 / 第二部：県民代表の意見発表 / 第三部：ワークショップ（グループ討議）

○県民代表の主な意見

- ・各地域、各団体に偏ることなく間伐などに有効活用してほしい。
- ・山林を活用し、地域再生にもつながる自伐型林業を進めることが大事。
- ・森林保全等には作業道が大変重要であり、開設、維持管理を支援してほしい。
- ・ニホンジカ食害対策を継続する必要がある。
- ・多くの県民が森林環境保全の重要性を理解し、森づくりに参加するきっかけづくりが必要。
- ・奥山より人の目につきやすい里山林を整備する方が県民参加を促す効果があるのではないか。
- ・森林環境税の取組のPRが大事。ニュースになるような使い方をしてほしい。
- ・林業学校ができて若者が林業に関心を持ち始めたことをうまく活かし、担い手を育成してほしい。
- ・子どもの頃から自然環境に触れる森林環境教育は重要であり、継続することが大事。
- ・木のおもちゃなど、木の良さに触れ、木を活用してもらえよう取り組んでほしい。
- ・木質バイオマスを普及する方法を検討できないか。
- ・広葉樹の植樹を行い、山を守ることに繋げてほしい。

○ワークショップテーマ別の主な提案

(テーマ1：森林の荒廃を防ぎ、森を活かすには)

- ・間伐補助事業に上乘せし、間伐促進を継続すべき。
- ・森林整備を進めるため作業道の整備が重要である。
- ・身近な里山を整備する必要がある。
- ・自伐林家など担い手を育成する必要がある。
- ・ジビエ関連のビジネスを開拓すべき。
- ・補助事業により、農業用のペレット、薪ボイラーなどの普及を促進すべき。
- ・皆伐跡地に広葉樹の植樹を行うべき。

(テーマ2：森を守り楽しむには)

- ・子どもたちが山で遊ぶ機会を増やすため、入りやすい森林をつくる必要がある。
- ・義務教育に森林環境教育を組み込むべき。高校生以上への教育も必要である。
- ・「こうち山の日」に木工教室や登山道の整備など多くの人が参加しやすいイベントを開催するなど、広報を工夫する必要がある。
- ・ボランティアへの参加に際してポイントの制度化をするなどの工夫が必要である。

(テーマ3：木を使い身近に感じるには)

- ・身近な場所への県産材の利用を促進する必要がある。
- ・工業デザイナーの活用により様々な商品への木材利用を進める必要がある。
- ・幼稚園、教育施設等に木のおもちゃや木製品を導入し、木に触れる機会を増やすべき。
- ・木育への理解者を増やすことが大事。子どもだけでなく親にも教育が必要。

シンポジウム

○プログラム

第一部：基調講演 / 第二部：パネルディスカッション

○主な意見

(テーマ1：森林の荒廃を防ぎ、森を活かすには)

- ・必要などころから重点的に間伐を促進するとともに、荒廃する里山林を整備しなければならない。
- ・林地残材の搬出や森林保全等のためだけでなく、鳥獣対策のためにも、県民が山に入り活動するうえで必要な作業道の維持管理への支援が必要では。
- ・森を子どもの遊び場として活かすよう整備するという視点が大事。
- ・一律にスギ、ヒノキを植えたことが荒廃している根本的な問題。その土地に合った広葉樹を植栽してはどうか。

(テーマ2：森を守り楽しむには)

- ・県民に対するPRとなるよう、県民の目に見える里山林を整備することで、県民全体で森林整備に取り組む気運を高めることができるのではないかと。
- ・子どもだけでなく大人も含めて、森を楽しむことから、森の大切さ、森を守る重要性についての理解につなげていけるような取組が必要。
- ・「こうち山の日」を通じ、森林に対する関心をもっと持ってもらえるような取組が求められる。

(テーマ3：木を使い身近に感じるには)

- ・県産材でできた木の机などをプレゼントし、木を身近に感じてもらえるような取組が必要。
- ・子どもだけでなく大人も含めて、森に行き木に触れ、木の良さを体験することが大事。

(森林環境税のこれから)

- ・自然と人の暮らしを近づけるため、里山の整備を進めてほしい。
- ・幼稚園などにおいて木育を進めていくとともに、木育の実践を支援できる専門家を育成することが必要。
- ・県民に対するPRが一番大事。改善すべき点は改善して県民の理解を広げ、県民全体が積極的に森林環境の保全につながる活動に参加してもらえるよう取り組むことが課題。
- ・針葉樹と広葉樹の混交林化を目指し、人工林の皆伐跡地などには土地の状況に応じてスギ・ヒノキの再生林ではなく広葉樹の植樹を進めてほしい。

(4) 平成30年度与党税制改正大綱（抜粋）

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

森林環境税（仮称）は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合っ、国民皆で、温室効果ガス吸収源等としての重要な役割を担う森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行う。

森林環境税（仮称）は、地方の固有財源として、その全額を、国の一般会計を経ずに、交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込んだ上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与する。森林環境譲与税（仮称）については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

森林環境税（仮称）については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税する。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる需要量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。

一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税（仮称）の譲与は、平成31年度から行う。

平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税（仮称）の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応する。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって確実に償還する。

第二 平成30年度税制改正の具体的内容

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

(1) 森林環境税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 納税義務者等

森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とする。

ロ 税率

森林環境税（仮称）の税率は、年額1,000円とする。

ハ 賦課徴収

森林環境税（仮称）の賦課徴収は、市町村において、個人住民税と併せて行うこととする。

ニ 国への払込み

市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納入された額を都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととする。

② 施行期日

森林環境税（仮称）は、平成36年度から課税する。

③ その他

個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関する所要の措置を講ずる。

(2) 森林環境譲与税（仮称）の創設

① 基本的な仕組み

イ 森林環境譲与税（仮称）

森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与する。

ロ 譲与基準

(イ) 森林環境譲与税（仮称）の10分の9に相当する額は、市町村に対し、当該額の10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2の額を林業就業者数で、10分の3の額を人口で按分して譲与する。

(ロ) 森林環境譲与税（仮称）の10分の1に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与する。

(注) 私有林人工林面積は、林野率により補正する。

ハ 用途及び公表

(イ) 市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。

(ロ) 都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支

援等に関する費用に充てなければならないこととする。

(ハ) 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）の用途等を公表しなければならないこととする。

② 施行期日

森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度から譲与する。

(3) 創設時の経過措置

- ① 平成31年度から平成35年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとし、各年度における借入金の額及び譲与額は次のとおりとする。

期 間	借入金の額及び譲与額
平成31年度から平成33年度まで	200億円
平成34年度及び平成35年度	300億円

(注) 借入金の額には、当該年度における利子の支払に要する費用等に相当する額を加算する。

- ② 平成36年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とし、各年度における借入金の償還額は次のとおりとする。

期 間	償還額
平成37年度から平成40年度まで	200億円
平成41年度から平成44年度まで	100億円

(注1) 平成36年度においては、借入金の償還は行わない。

(注2) 償還額には、平成31年度から平成35年度までの利子の支払に要した費用等に相当する額を各年度の借入金の償還額に応じて加算する。

- ③ 平成31年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税（仮称）の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。

期 間	市町村	都道府県
平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20
平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15
平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12

(4) その他

その他所要の措置を講ずる。